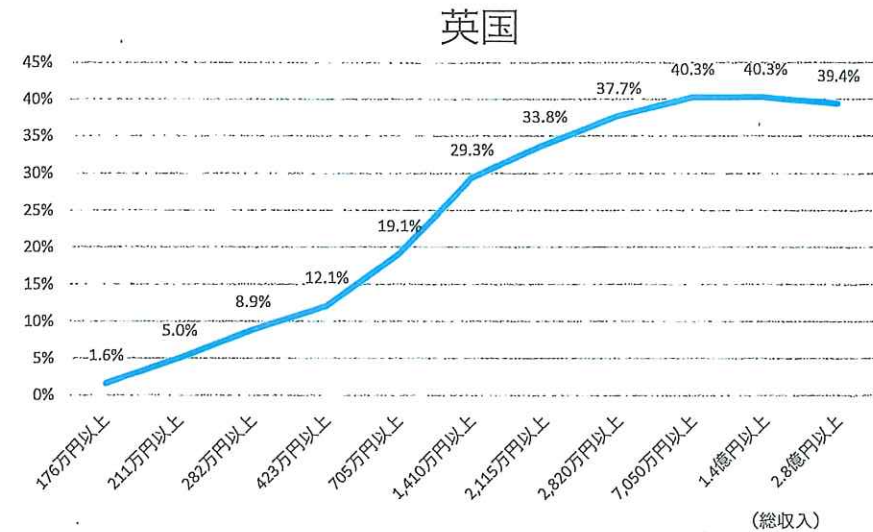


# 主要国における申告納税者の所得税負担率



米国 【ニューヨーク市】 〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注2)〕		
給与所得課税 ・利子課税	総合課税	17.1~51.8% 〔連邦税:10~37% 州・地方政府税:7.1%~14.8%〕
配当課税・ 株式譲渡益課税	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	7.1~34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税:7.1%~14.8%〕 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税 (17.1~51.8%)

英国		
給与所得 課税	総合課税	20、40、45%
利子課税	段階的課税 〔分離課税〕	0、20、40、45%
配当課税	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%
株式譲渡益 課税	段階的課税 〔分離課税〕	10、20%

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(備考) 申告納税者の所得税負担率のグラフは、各国政府資料より作成。米国は2019課税年度、英国は2020課税年度。

〔邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。〕